

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

国有林野事業では、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、間伐等の森林施業を連携して行うことを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しています。

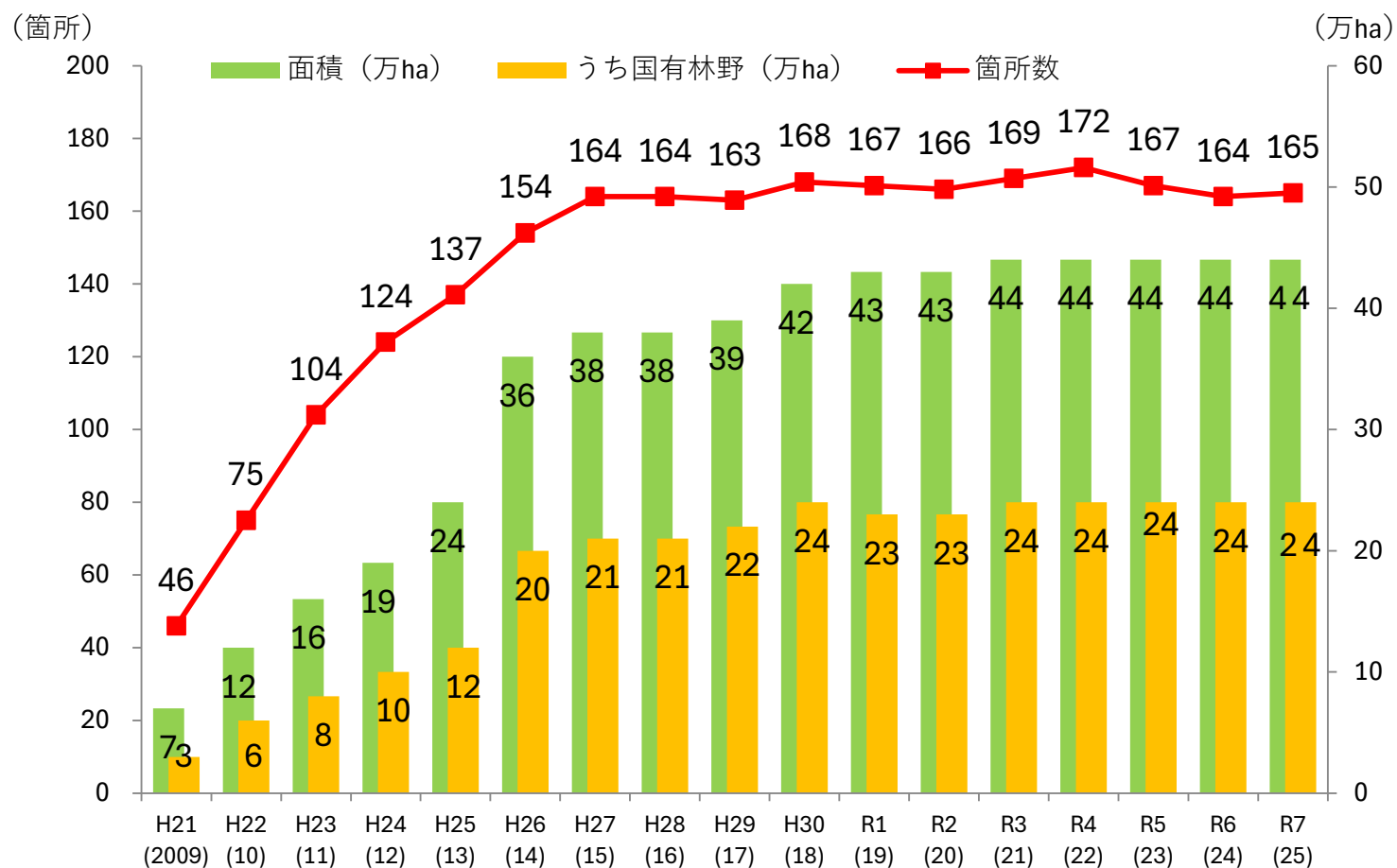
令和 7 (2025) 年度末現在、全国で 165 か所に団地を設定しており、国有林野と民有林野を連結した路網の整備、計画的な間伐、現地検討会の開催等を通じた民有林関係者への技術普及に取り組むとともに、国産材の安定供給体制の構築に資するよう、路網や土場の共同利用、民有林材との協調出荷等を進め、地域における施業集約化の取組を支援しています。



民有林への貢献

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html

図－８ 森林共同施業団地の現況



注：各年度末現在の数値であり、事業が終了したものは含まない。数字の増減については森林共同施業団地の統合・分割を含む。

(2) 公益的機能維持増進協定制度の活用

国有林野に民有林野が隣接・介在し、民有林野で間伐等の施業が十分に行われない地域や、国有林野で鳥獣、病害虫、外来種等の駆除を実施したにもかかわらず民有林野での対策が困難な地域など、国有林野が発揮している国土の保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合があります。

このような場合、「公益的機能維持増進協定制度」により、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結し、国有林野と一体的に民有林野の整備及び保全を実施しています。

本制度の活用により、令和8(2026)年3月末までに累計21か所で協定を締結し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための間伐や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んでいます。



民有林への貢献

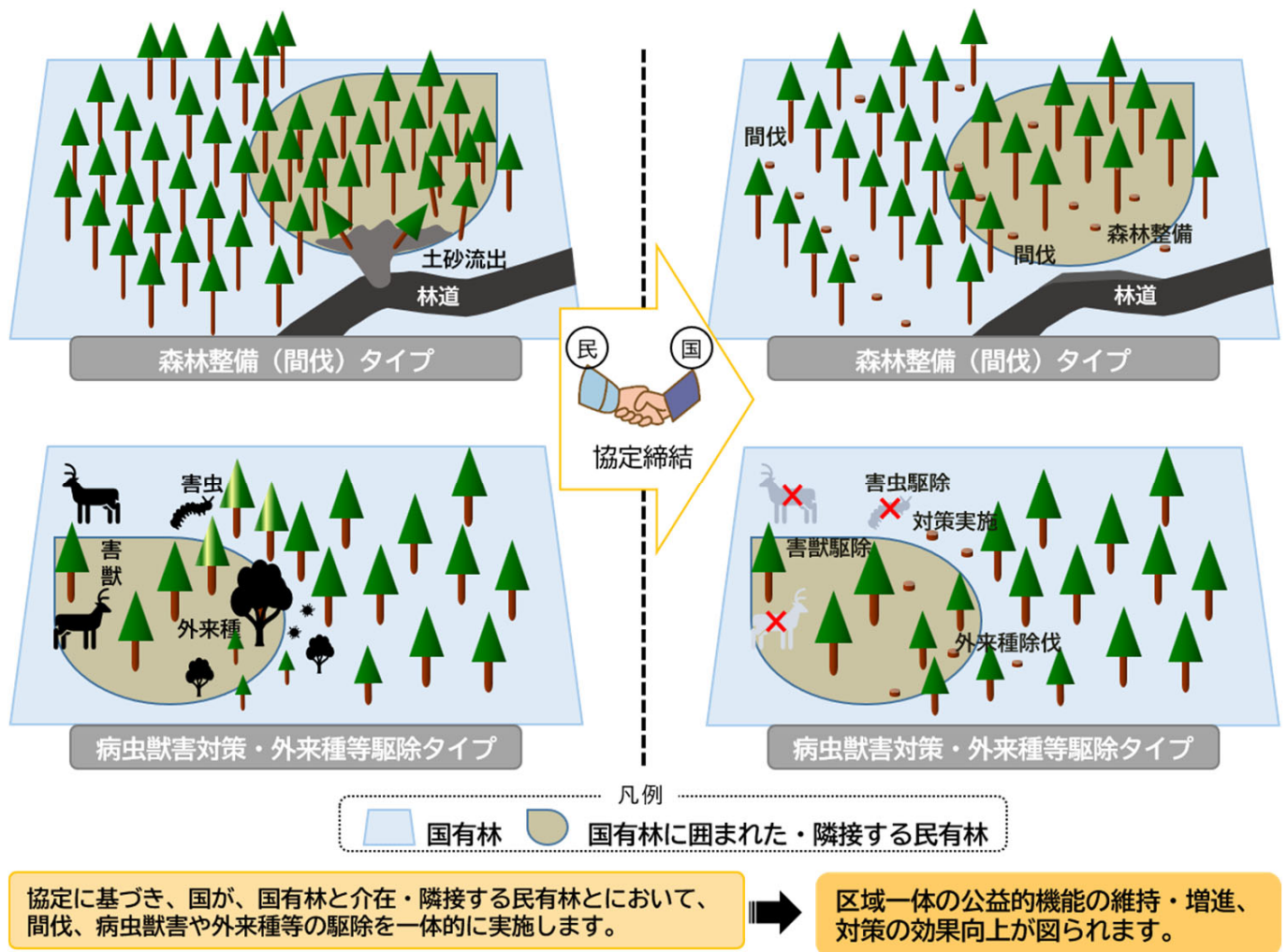
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html#2

表－22 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
外来種の 駆除	関東	局直轄(小笠原)	1	22ha

注：令和8(2026)年3月末現在の数値である。

図－９ 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



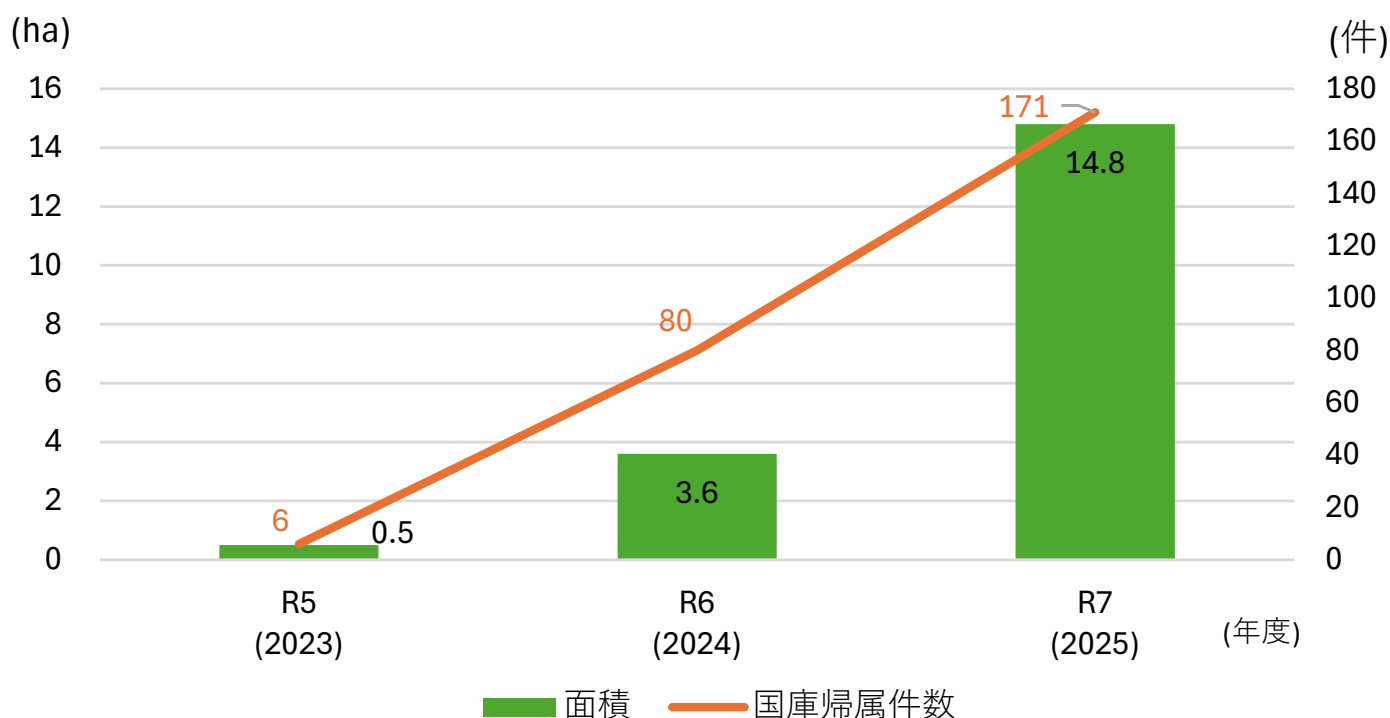
(3) 相続土地国庫帰属制度への対応

所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とした「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3(2021)年に成立し、相続等によって土地所有権を取得した者が、その土地を国庫に帰属させることを可能とする相続土地国庫帰属制度の運用が令和5(2023)年4月から開始されました。

制度の運用に当たり、申請地が登記地目等で森林とみなされる場合には、森林管理局・署等が法務局による要件審査に協力するとともに、森林が国庫に帰属することとなった場合には、森林管理署等が管理等を行います。

令和8(2026)年3月末までに、登記地目が山林の申請は814件あり、順次審査が行われています。なお、同月末現在で、171件(14.8ha)が国庫に帰属しました。

図－10 国庫に帰属した森林の面積及び件数



事例 22 相続土地国庫帰属制度への対応

(関東森林管理局 茨城森林管理署)



- ・茨城県 結城郡八千代町
- ・(左)申請当初の現地調査での助言箇所
(令和6(2024)年10月)
- (右)国庫帰属後の森林の様子
(令和8(2026)年6月)

相続土地国庫帰属制度では、申請地が承認基準を満たしているか適切に審査することが重要です。審査自体は法務局が行いますが、森林に関する技術的な知見や判断を要することや、申請地が森林と判断した場合、帰属後の管理は林野庁が行うことになっていることから、森林管理局等が現地調査に同行するなど審査に協力しています。

茨城森林管理署は、申請のあった茨城県内の100 m²の土地について、法務局の現地調査に同行し、現地や周辺の状況の確認を行いました。具体的には、事故につながるような隣接地への枝の張り出しがないかなど、現地の管理状態について適切に確認し、審査が円滑に進むよう帰属後の管理主体としての助言を行いました。

当該箇所については、林野庁の助言等もあり、承認基準を満たすことが確認されたことから、令和7(2025)年12月に国への帰属が完了しました。国庫帰属後は、署が巡視や境界表示等の管理を行います。

今後も法務局が行う審査に協力し、所有者不明土地の発生抑制に貢献するとともに、国庫に帰属した森林について適切な管理を行うこととしています。